

須賀川市公告第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第6条及び市有財産一般競争入札実施要綱（平成15年2月20日施行）第5条の規定に基づき、次の物件の売払いに係る一般競争入札について公告する。

令和8年8月12日

須賀川市長 大寺正晃

1 売払い物件及び最低入札価格

物件番号	売払い物件	初度登録年月	車検満了日	走行距離	最低入札価格 (消費税額及び地方消費税額を 含まない)
第1号	コマツグレーダー3.1m級	平成4年7月	令和8年10月30日	29,379km	950,000円

2 売払い物件情報及び契約条項の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和8年8月17日（月）から令和8年9月4日（金）16時まで
- (2) 閲覧場所 須賀川市ホームページからダウンロード

3 現車の確認

現車の確認を希望する者は、令和8年8月26日（水）16時までに現車確認申込書（様式第7号）を郵送、持参又はFAXにより市に提出し、指定された日程で現車確認を行う。

4 売払い物件に関する質問

売払い物件に関する質問がある場合は、令和8年8月26日（水）16時までに質問書（様式第8号）を郵送、持参又はFAXにより市に提出する。

質問及び回答の内容については、随時市ホームページにおいて公表する。

5 入札保証金

入札参加者は、最低入札価格の100分の10の入札保証金を市が発行する納入通知書により令和8年9月4日（金）までに、指定する機関に現金で納入する。

6 入札の参加資格

次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者
- (3) 市税等を滞納している者
- (4) 福島県暴力団排除条例施行規則第4条の規定に該当する者
- (5) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど市長が入札に参加することが適当でないと認めた者

7 入札参加申込の受付及び提出書類

- (1) 入札に参加しようとする者は、令和8年9月4日（金）16時までに次に掲げる書類を郵送又は持参により市に提出する。

ア 一般競争入札参加申込書（様式第2号）

イ 納税証明書（市税全て）

ウ 住所証明書（個人は住民票、法人は法人登記全部事項証明書とし、発行日から3ヶ月以内のもの）

エ 印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

オ 身分証明書（様式第3号、法人は不要）

- (2) 市は関係書類を審査し、その結果を一般競争入札参加資格通知書（様式第4号）により通知し、入札参加資格がある者には入札書の指定様式（様式第6号）を交付する。

8 入札の日時、場所、方法及び金額

- (1) 入札日時 令和8年9月17日（木）午後2時

(2) 入札場所 須賀川市役所 4 階 大会議室 C

(3) 入札方法 入札者は、入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑証明書と同一の印鑑）のうえ入札を行う。入札者が代理人に入札させるときには、委任状（様式第 5 号）を市に提出する。

(4) 入札金額 入札書に記入する金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額とする。落札金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額を契約金額とする。

9 入札の中止及び無効

入札参加者が不当な利益を得るために連合したなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることができる。また、入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定

- (1) 最低入札価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が 2 者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 落札者以外の者に対しては、入札保証金を還付する。

11 契約の締結

- (1) 契約は、落札者を決定した日から 1 4 日以内に売買契約書により締結する。
- (2) 落札者が 1 4 日以内に契約を締結しないときは、落札は無効となり入札保証金は市に帰属する。また、次点の金額で入札した者を落札者とすることができる。

12 契約の解除

契約の相手方が契約書に定める義務を履行しない場合は、契約を解除できる。

13 契約保証金

契約の相手方は、契約の締結までに契約金額の 1 0 0 分の 1 0 の契約保証金を納入しなければならない。この場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

14 売買代金の納入方法

- (1) 契約の相手方は、契約締結後 30 日以内に売買代金の全額を市に納入しなければならない。
- (2) 契約の相手方は、納入期限までに売買代金を支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を納入する。
- (3) 納入期限後に、納付不能と認めたときは契約を解除するものとし、契約保証金は市に帰属する。

15 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金を完納したときに移転し、車両の引き渡しは現状有姿のまま行う。
- (2) 所有権の移転等のための手続き及び費用負担は、売買代金の完納後、落札者が行う。
- (3) 契約の相手方は、所有権移転が完了した後、速やかに自動車検査証記録事項等の写しを添えて公有財産受領書を市に提出する。引渡し後の故障等についての市の補償は行わない。
- (4) 車両の引渡しは、売買代金の完納後 14 日以内に行う。引渡し場所は、須賀川西部地域除雪車庫（須賀川市長沼字天神 29）とする。
- (5) 契約の相手方は、須賀川市及び市章等の表示を消去し、引渡し後 30 日以内に表示消去が確認できる写真を市に提出する。

16 問い合わせ先、申込先

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 番地

須賀川市建設部道路河川課管理係

電話 0248-88-9147 ファックス 0248-94-4563